

墨田区告示第 5 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、墨田児童会館の指定管理者を次のとおり指定したので、墨田区児童館条例（昭和 4 6 年墨田区条例第 2 0 号）第 2 3 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

墨 田 区 長 山 本 亨

施設の名称	指定管理者	指定の期間
墨田児童会館	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号 社会福祉法人 雲柱社 理事長 小磯 満	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 3 年 3 月 3 1 日まで